

令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、積雪期において、りんご樹の雪害対策及び剪定作業等の実施環境を整備し、もって、市の基幹産業であるりんご生産の体制維持・発展を図るため、農業者で組織する団体等が行う農道等の除雪作業について、令和6年度予算の範囲内において、弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則(平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 りんご樹の雪害対策及び剪定作業等を行うために利用される農道等の機械除雪を行う事業をいう。
- (2) 農道等 主として農業用に利用されている道路であって市長が認めるものをいう。
- (3) 補助事業者 農業者若しくは農業法人(当該農業者又は当該農業法人が農道等の除雪を行うことにより、他の農業者又は他の農業法人が行うりんご樹の雪害対策及び剪定作業等の能率向上に寄与できると認められる場合に限る。)、農業協同組合又は2名以上の農業者で組織する団体をいう。
- (4) 通常除雪 拡幅除雪以外の除雪をいう。
- (5) 拡幅除雪 農道等の走行幅員の拡大を伴う除雪をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる経費についてはいずれか一方に限り補助対象経費とすることができる。

- (1) 業務委託費
- (2) 人件費(補助事業者又はその従業員若しくは構成員に係るものを除く。)
- (3) 機械借上料
- (4) 燃料費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める額(通常除雪及び拡幅除雪のいずれも行った場合は、それぞれの区分に応じた額を合計した額)とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 農道等の位置図
- (4) 名簿(農業者で組織する団体が申請者(補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)をするものをいう。以下同じ。)である場合に限る。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 交付申請を行うに当たっては、補助事業の内容について事前に市長と協議しなければならない。

5 交付申請をすることができる補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める回数分の額を上限とする。ただし、交付申請をしようとする補助金の額が100,000円を超える場合は、通常除雪3回分及び拡幅除雪1回分の額を上限とする。

6 補助事業により既に除雪を行った農道等について再度の除雪を行う必要があると認められる場合は、当該再度の除雪に係る追加の交付申請(以下この条において「追加の交付申請」という。)を行うことができる。この場合においては、次条第1号本文の規定に準じて行うものとする。

7 追加の交付申請を行うに当たっては、農道等の除雪の総回数(既に交付決定を受けた分を含む。)は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める回数を超えることができない。

8 第5項の規定は、追加の交付申請1回につき交付申請をすることができる補助金の額について準用する。

9 第1項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために業務委託、機械の借上げ又は燃料の購入をする場合は、市内業者（市内に本店を有する者に限る。以下同じ。）又は市内在住の者に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者又は市内在住の者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

2 市長は、前条第1号の承認をしたときは、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の実施状況の報告を求められたときは、速やかに作業日報を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し（燃料費を除く。）
- (4) 作業日報、現場写真等補助事業の実施状況がわかる資料

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）とする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、令和6年度弘前市りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の補助事業について適用する。

附 則（弘前市告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の補助事業について適用する。

別表（第4条、第5条第4項関係）

区分	補助金の額	申請可能な除雪回数の上限
通常除雪	<p>【業務委託費】 17,900円に除雪実施距離（キロメートルを単位とし、小数第2位以下を切り捨てる。以下同じ。）を乗じた額と補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の3分の2に相当する額（当該相当する額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。以下同じ。）以内の額</p>	農道等につき10回（ただし、拡幅除雪を2回以上実施する場合は1回）
	<p>【人件費】 次の各号に掲げる作業員の区分に応じそれぞれ算出した額の合計額と補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の3分の2に相当する額以内の額</p> <p>(1)運転手分 31,700円に除雪実施距離を6.4で除して得た数（当該数に小数第1位未満の端数がある場合は、これを切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額に運転手の人数を乗じて得た額</p> <p>(2)助手分 20,700円に除雪実施距離を6.4で除して得た数を乗じて得た額に助手の人数を乗じて得た額</p>	
	<p>【機械借上料】 次の各号に掲げる機械の区分に応じそれぞれ定める単価に除雪実施距離を6.4で除して得た数を乗じて得た額の合計額と補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の3分の2に相当する額以内の額</p> <p>(1)ドーザ等5トン級以下（トラクタ、小型ロータリ除雪車含む。） 27,000円</p> <p>(2)ドーザ等5トン超級 39,000円</p> <p>(3)ハンドガイド 19,000円</p> <p>(4)ロータリ除雪車90kw超級（アタッチメント含む。） 84,000円</p> <p>(5)バックホウ 16,000円</p> <p>(6)上記以外の機械 上記の機械の種類に応じ、当該単価に準じた額</p>	
	<p>【燃料費】 次の各号に掲げる機械の区分に応じそれぞれ定める単価に除雪実施距離を乗じて得た額の合計額と補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の3分の2に相当する額以内の額</p> <p>(1)ドーザ等5トン級以下（トラクタ、小型ロータリ除雪車含む。） 1,200円</p> <p>(2)ドーザ等5トン超級 1,700円</p> <p>(3)ハンドガイド 900円</p> <p>(4)ロータリ除雪車90kw超級（アタッチメント含む。） 2,500円</p> <p>(5)バックホウ 2,600円</p> <p>(6)上記以外の機械 上記の機械の種類に応じ、当該単価に準じた額</p>	
拡幅除雪	<p>【業務委託費】 25,480円に除雪実施距離を乗じた額と補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の3分の2に相当する額</p>	農道等につき2回（ただし、通常除雪を2

	【人件費】 通常除雪と同額	回以上実施する場合は1回)
	【機械借上費】 通常除雪と同額	
	【燃料費】 通常除雪と同額	